

寺院の適切な管理運営について

▷ 16. 適正な管理運営に向けて

寺院活動支援部 〈一般寺院担当〉

16. 適正な管理運営に向けて

宗門では、宗門総合振興計画の一環として、適正な寺院運営の啓蒙・普及のため、『宗報』（平成29年4月号）より『宗教法人の実務と運用の手引』の内容を掲載しております。
今号では、これまでの掲載内容をとりまとめた「16. 適正な管理運営に向けて」を掲載いたします。

宗教法人は、税法上「公益法人等」としての取り扱いを受けており〔『宗報』（平成29年4月号）参照〕、その社会的責任として、自主的に法令順守を果たす必要があります。そのために、役員の善良なる管理者の注意義務・法令順守義務を徹底することや、財産処分等において役員の利益相反行為の禁止事項（仮代表役員を置く等）に留意し、適正な管理運営を行う必要があります。

また宗教法人法に定める公告制度、登記制度や事務所備付書類の閲覧制度など

は、説明責任、情報開示の確保を求めるものです。

これらの事柄については、これまで『宗報』に連載してまいりましたので、改めてご確認いただき、適正なる管理運営に努められるようお願いいたします。

このうち、役員の善良なる管理者の注意・法令順守に関連して、以下のような法律があります。

宗教法人法には、宗教法人が1年以上にわたって宗教活動を行っていない、やむを得ない事由がないのに礼拝の施設が

滅失してから2年以上にわたってその施設を備えない、1年以上にわたって代表役員及び代務者がいない場合等、裁判所は解散を命じることができると規定されています。(宗教法令第81条第1項)

また、財産処分等による公告を怠った場合、事務所備付書類・帳簿類の備付けを怠った場合、同書類・帳簿類に虚偽の記載をした場合、所轄庁への書類の提出を怠った場合等は、宗教法人の代表役員・代表役員代務者等は10万円以下の過料に処せられます。(宗教法令第88条)

さらに、刑法には「宗教、祈祷若しくは祭祀の職にある者又はこれらの職にあつた者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する」(刑法第134条第2項)と規定されており、知り得た人の秘密を漏らしてはいけないと規定されています。

宗教法人の運営にあたっては、こうい

った法律を十分把握していても、実際には様々な問題が発生することがあります。問題の処理にあたっては、所属の教区教務所や宗務所、所轄庁にご相談ください。

なお、宗教法人の所轄庁は、主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事ですが、他の都道府県内に境内建物を備える宗教法人の所轄庁は、文部科学大臣となります。他の都道府県内に境内建物を備えた場合や他の都道府県に境内建物を備えなくなった場合には、所轄庁が変更になりますので、このような事実が発生したときは、寺院活動支援部(一般寺院担当)にご相談ください。

これまで、1年間にわたって『宗教法人の実務と運用の手引』の内容を掲載してまいりました。

宗教法人が宗教活動を行うためには、憲法で保障された「宗教の自由」が常に保たれている必要があります。宗教法人は、本来の宗教活動を行うと同時に、宗教法

人法、各寺院の法人規則である寺則、宗派の諸規則や関係法令等に基づき、透明性の高い適切な寺院運営によって、地域や社会から信頼を得て、さらなる宗教活動が活発になることを期待するものでもあります。